

新公益法人制度

～「財務規律の柔軟化・明確化」編～

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

Office for the Public Interest Corporation,
Cabinet Office, Government of Japan

1 財務規律の柔軟化・明確化

2 行政手続の簡素化・合理化

3 自律的なガバナンスの充実、
透明性の向上

改正のポイント①

【財務規律の柔軟化・明確化】

	改正前
収支規律	収支相償。黒字は2年間で解消(過去の赤字と通算不可)。各公益目的事業単位でも判定
積立資金	特定費用準備資金と資産取得資金が存在。各目的ごとに資金を管理
財産保有制限	遊休財産規制。使途の定まっていない財産の保有は、当該事業年度の事業費が上限

改正後
中期的収支均衡。黒字は5年間で解消(過去の赤字と通算可)。公益目的事業全体で収支均衡判定
公益目的事業について、特定費用準備資金と資産取得資金を統合し公益充実資金に。複数目的のための一つの資金として管理
使途不特定財産規制。上限を過去5年間の事業費平均額に見直し。別枠で「予備財産」の保有が可能

【行政手続の簡素化・合理化】

	改正前
欠格事由	認定取消しを受けた場合、その法人は、5年間公益認定を受けることができない
事業変更	事業を変更する場合、申請書記載事項の変更を伴うものは変更認定申請が必要

改正後
自発的な申請による認定取消の場合を、公益認定を受けることができない場合から除外
収益事業等の変更を届出化、公益目的事業の変更のうち「軽微な変更」の範囲を拡大し、届出化

改正のポイント②

【自律的ガバナンスの充実、透明性の向上】

	改正前
各理事 ・各監事	特別利害関係(親族関係等)にある者が、 理事・監事それぞれで3分の1を超えないこと
理事-監事 関係	定めなし
会計監査人	負債が50億円以上 又は 収益・費用・損失が1,000億以上 の場合に設置

改正後
左記3分の1規制に加え、 <u>外部理事・監事を最低1名設置</u>
<u>理事-監事間で特別利害関係がないこと</u>
負債が50億円以上 又は <u>収益・費用・損失が100億円以上</u> の場合に設置

	改正前
提出書類の 開示	定期提出書類のうち、 <u>財産目録等</u> については、 法人・行政庁で請求があれば閲覧に供する
区分経理	一部の法人のみ <u>区分経理</u> が必須
開示情報の 拡充	役員報酬の支給規程及び支給総額を開示

改正後
<u>財産目録等(範囲を拡大)</u> について、 <u>行政庁で公表</u> (法人は引き続き請求があれば閲覧に供する)
原則 <u>全ての法人で区分経理</u>
<u>2千万円を超える役員報酬</u> についてその額・理由、 <u>海外送金・リスク軽減策の有無</u> を、開示情報に追加

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)①

現行

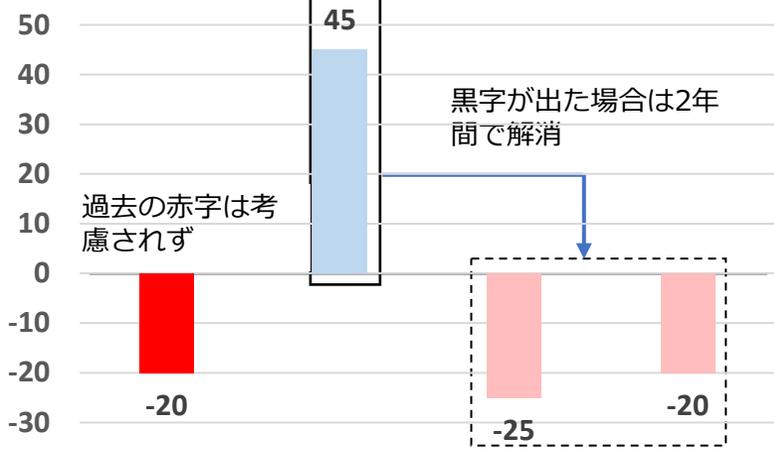
- ・公益目的事業に係る当該事業年度の経常収支を基本とした収入と費用を比較し、収入の額が費用の額以下であれば収支相償を満たすものとしている。各公益目的事業別(公1・公2単位)に収支相償(第一段階)の判定を行った上で、収益事業等からの繰入れ等を加味し公益目的事業全体で収支相償(第二段階)を判定。
- ・黒字の場合、翌年度又は翌々年度に事業の拡大により、当該黒字を解消した場合、当該事業年度の収支相償は満たされたものとしている。公益目的保有財産の取得等についても黒字の解消策として認められている。

改正概要

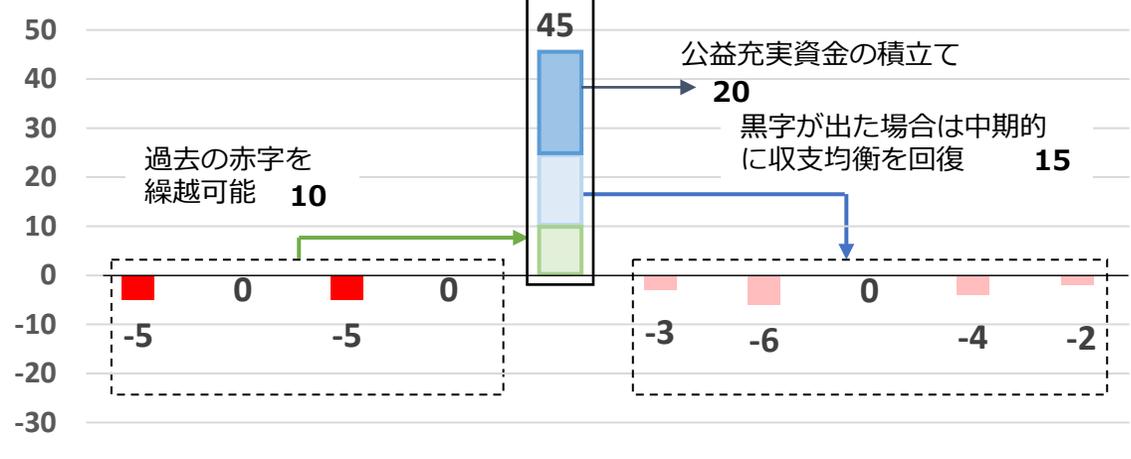
適用開始: 令和7年4月1日

- ・収支相償を中期的収支均衡に見直し。公益目的事業に係る当該事業年度の経常収支を基本とした収入と費用を比較し、黒字(剰余額)がある場合には、過去の赤字(欠損額)と通算。収支の比較は、公益目的事業全体で行う。
- ・過去の欠損額との通算を行ってなお剰余額が残る場合には、公益目的保有財産の取得等により解消するほか、翌事業年度以降に事業を拡大して解消。剰余額の発生から5年間を経過した剰余額が残っている場合、中期的収支均衡を欠くものと判定。

【収支相償】



【中期的収支均衡】



中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)②

中期的収支均衡の判定フロー(通常)

(1) 当該事業年度の収入と費用を比較

- 収入** = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常収益の額
 + 当該事業年度の公益充実資金の取崩額 (取崩額のうち公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く)
 + 当該事業年度の収益事業等に係る収益額の50%
- 費用** = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常費用の額 (※)
 + 当該事業年度の公益充実資金の積立額
 (※) 費用を二重計上しないよう、公益充実資金の取崩しや剰余金の解消策として取得した公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く。

(2) - 1 収入 > 費用 の場合
 ⇒ 収入 - 費用 = **年度剰余額** が発生

(3) - 1 過去4年間の**残存欠損額**がある場合
 ⇒ 古い事業年度の**残存欠損額**から**年度剰余額**と相殺
 → **年度剰余額 > 残存欠損額**の場合 ⇒ (5) へ
 → **年度剰余額 ≤ 残存欠損額**の場合 ⇒ (6) へ

(3) - 2 過去の**残存剰余額**がある場合
 ⇒ (5) へ

(2) - 2 収入 < 費用 の場合
 ⇒ 費用 - 収入 = **年度欠損額** が発生

(4) - 1 過去4年間の**残存欠損額**がある場合
 ⇒ (6) へ

(4) - 2 過去の**残存剰余額**がある場合
 ⇒ 古い事業年度の**残存剰余額**から**年度欠損額**と相殺
 → **残存剰余額 ≤ 年度欠損額**の場合 ⇒ (6) へ
 → **残存剰余額 > 年度欠損額**の場合 ⇒ (5) へ

※ 過去に50%超繰り入れの方法で計算した欠損額は通算不可

(当該事業年度又は過去の**剰余額**がある場合)

(5) 剰余額の解消

以下の場合、それぞれの対応に充てた剰余額について解消されたものとする。

- (i) 公益目的保有財産を取得又は改良した場合
- (ii) コロナ禍で公益目的事業を実施するための資金に充てるための必要不可欠な借入れをし、その元本を返済した場合
- (iii) 行政庁が当該公益法人の行う公益目的事業の内容その他の事情を勘案し控除すべきものと認める場合

(6) 残存剰余額等の算定

当該事業年度から次事業年度に繰り越す剰余額・欠損額 (**残存剰余額**・**残存欠損額**) を算定する。

(i) 残存剰余額

過去の各事業年度の残存剰余額 = 前事業年度からの繰越額 - ((4) - 2 で相殺した額 + (5) で解消した額)
 当該事業年度の残存剰余額 = (3) で算定した額 - ((5) で解消した額)

(ii) 残存欠損額

過去の各事業年度の残存欠損額 = 前事業年度からの繰越額 - ((3) - 1 で相殺した額)
 当該事業年度の残存欠損額 = (4) で算定した額

※ 特例算定残存欠損額 (50%超繰り入れの方法で計算した欠損額) は前事業年度の繰越額がそのまま繰り越される

(7) 中期的収支均衡の判定

発生から5年間解消されずに残っている剰余額がある場合、**中期的収支均衡が図られていないものとする**

中期的収支均衡の判定フロー(特例算定)

(1) 当該事業年度の収入と費用を比較

- 収入** = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常収益の額
 + 当該事業年度の公益充実資金の取崩額
 + 当該事業年度における公益目的保有財産の売却額
 + 当該事業年度の収益事業等に係る収益額の50%
- 費用** = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常費用の額 (※)
 + 当該事業年度の公益充実資金の積立額 (過剰な積み立てにより欠損額が大きならないよう上限を設定)
 + 当該事業年度に取得した公益目的保有財産の取得価額
 + 過去4年間の**特例算定残存欠損額** (50%超繰り入れの方法で計算した欠損額。50%繰り入れの方法で計算した欠損額は通算不可)
 (※) 公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く。

⇒ **収入 < 費用** の場合に限り、**収益事業等の利益額の50%を超えて繰り入れ可能**

剰余額は発生しない

利益額の50%を超えて繰り入れを行う場合は、公益目的事業のために法人において特に繰り入れの必要があると決定された場合であり、公益目的事業に関するすべての資金の出入りを足し合わせて収支を比較し、不足分を繰り入れるという枠組

(2) 暫定年度欠損額の算定

⇒ 費用 - 収入 - 収益事業等の利益額の繰り入れ (50%を超えた部分) = **暫定年度欠損額**

(3) - 1 暫定年度欠損額 ≥ 過去4年間の**特例算定残存欠損額の合計額**の場合

⇒ 当該事業年度の特例算定残存欠損額
 = 暫定年度欠損額 - 過去4年間特例算定残存欠損額

(3) - 2 暫定年度欠損額 < 過去4年間の**特例算定残存欠損額の合計額**の場合

⇒ 当該事業年度の特例算定残存欠損額 = 0

(4) 残存剰余額等の算定

当該事業年度から次事業年度に繰り越す剰余額・欠損額 (**残存剰余額**・**特例算定残存欠損額**) を確定する。

(i) 残存剰余額

過去の各事業年度の残存剰余額 = 前事業年度からの繰越額

(ii) 特例算定残存欠損額

過去の各事業年度の特例算定残存欠損額

(3) - 1 の場合 ⇒ 前事業年度からの繰越額をそのまま繰り越し

(3) - 2 の場合 ⇒ 暫定年度欠損額の額になるまで、発生年度の新しい事業年度の特例算定残存欠損額から繰り越し (古い事業年度の特例算定残存欠損額から消滅)

※ 残存欠損額 (50%繰り入れの方法で計算した欠損額) は前事業年度の繰越額がそのまま繰り越される

(5) 中期的収支均衡の判定

発生から5年間解消されずに残っている剰余額がある場合、**中期的収支均衡が図られていないものとする**

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)③

令和7年事業年度から適用。単年度収支を計算し、
令和7年事業年度からの黒字・赤字を翌事業年度以降に繰り越す。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
単年度収支	-1,000,000	500,000	-500,000	-500,000	-500,000	4,500,000	-500,000	0	-100,000	-500,000	-500,000
↓各事業年度における通算後の額(翌事業年度への繰り越し額)											
R7	-1,000,000										
R8	-500,000	0									
R9	-500,000	0	-500,000								
R10	-500,000	0	-500,000	-500,000							
R11		0	-500,000	-500,000	-500,000						
R12		0	0	0	0	2,000,000					
R13			0	0	0	1,500,000	0				
R14				0	0	1,500,000	0	0			
R15					0	1,400,000	0	0	0		
R16						900,000	0	0	0	0	
R17						400,000	0	0	0	0	0

過去の赤字と通算し黒字を解消

過去四年間の赤字を通算可能。
R12であればR8～11分まで通算可

100万円は公益目的保有財産の取得で解消

発生から5年経過した黒字が存在。
中期的収支均衡が図られていないと判定

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)④

中期的収支均衡が図られているのかを確認するため、以下の計算を毎事業年度終了後に実施

(財務諸表の注記等に記載することを想定)

当該事業年度 = R12年度 (R12.4.1~R13.3.31) としてシミュレーション (通常の算定方法)

STEP0. 当年度に繰り越された黒字・赤字の確認

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額
a R7	0 円	
b R8	0 円	0 円
c R9	0 円	-500,000 円
d R10	0 円	-500,000 円
e R11	0 円	-500,000 円

過去から繰り越した、解消すべき黒字(残存剰余額)、通算可能な赤字を発生年度別に確認

STEP1. 当年度の収支(黒字/赤字)の算定

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

	収入	費用		
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用	10,000,000 円	5,500,000 円		
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)	円	△ 500,000 円		
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額(公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く)を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載)	2,000,000 円	3,500,000 円		
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	500,000 円		
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	500,000 円		
合計	13,000,000 円	8,500,000 円	A	4,500,000 円

損益計算書の一般純資産(一般正味財産)区分における経常収益・経常費用を記載

中期的収支均衡の計算上、過去、取得等の際に既に費用計上している資産についての減価償却費は、2重に費用計上しないよう、その分の減価償却費を費用額から控除

公益充実資金の取崩は収入に、積立は費用に

収入 ≥ 費用	収入 < 費用
年度剰余額 (収入 - 費用)	年度欠損額 (費用 - 収入)

STEP 2. で過去の赤字と通算

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)⑤

STEP2. 過去の黒字・赤字との通算

2. 年度剰余額／年度欠損額と残存剰余額／残存欠損額との通算

年度剰余額がある場合は、残存欠損額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剰余額と通算します。

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額 (残存欠損額)	暫定残存剰余額 (A-C)	通算した残存欠損額 の発生事業年度	b	c	d	e	
<input checked="" type="checkbox"/>	A 4,500,000 円	C 1,500,000 円	D 3,000,000 円	通算額		500,000	500,000	500,000	円
				通算額に残る額	E	0	0	0	円

年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額 (残存剰余額)	残存欠損額 (B-F)	通算した残存剰余額 の発生事業年度	a				
<input type="checkbox"/>	B 0 円	F 0 円	G 0 円	残存剰余額					円
				通算額		0	0	0	円
				通算額に残る額	H	0	0	0	円

過去の赤字で黒字の一部を解消

STEP3. 残る黒字の解消措置

2. の通算後に暫定残存剰余額又は残存剰余額が残る場合、その額を公益目的保有財産の取得に充てること等(※)で解消することができる。【⇒解消策の内容は別様式に記載】(※)その他、コロナ禍における運転資金不足による借入金の元本返済等に充てた場合等

	R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～ R9.3.31	R9.4.1～ R10.3.31	R10.4.1～ R11.3.31	R11.4.1～ R12.3.31	暫定残存剰余額 (D)	
解消対象となる剰余額	0	0	0	0	0	3,000,000	円
I 解消額	0	0	0	0	0	1,000,000	円
J 翌事業年度に繰り越す残存剰余額	0	0	0	0	0	2,000,000	円

3(別紙). 解消策の内容

解消策(剰余額の使途)及びそれにいくら充てたのか(解消額)を記載してください

解消内容	解消対象の剰余額					暫定残存剰余額(D)	
	R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～ R9.3.31	R9.4.1～ R10.3.31	R10.4.1～ R11.3.31	R11.4.1～ R12.3.31		
1 公益目的保有財産として××を100万円 で取得						1,000,000	円
2							円
3							円
I 解消額合計						1,000,000	円

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)⑥

STEP4. 翌年度に繰り越す黒字・赤字の算定

STEP5. 中期均衡の判定 (5年経過しても解消していない黒字がないか)

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額
a R7	0 円	
b R8	0 円	0 円
c R9	0 円	0 円
d R10	0 円	0 円
e R11	0 円	0 円
f R12	2,000,000 円	0 円

黒字発生から5年間経過する前に解消、中期均衡クリア。

中期的な期間(5年間)における収支状況は基本的に法人の経営判断。

均衡を欠く場合には、その時点で事業構造の見直し等を求める監督措置

※ 収益事業等の収益の50%超を公益目的事業に繰り入れる場合は、別途の方法で算定(まず、事業費以外の公益目的事業のための資金需要・資金供給として、公益目的保有財産の取得・売却等を加味し、キャッシュベースで資金等が不足するかを確認。不足がある場合、その不足分を限度として50%超の繰入を行う)

公益充実資金の創設①

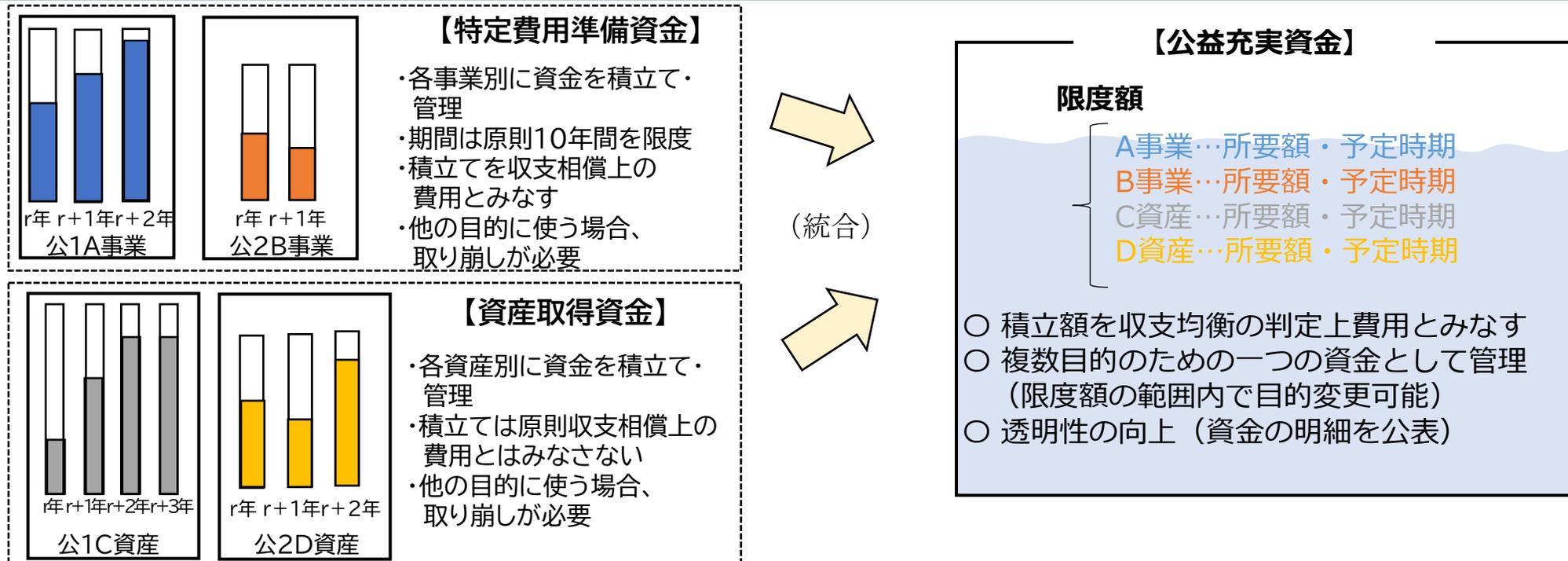
現行

- ・財務規律に係る積立資金として、特定の事業実施のための「特定費用準備資金」と特定の資産取得のための「資産取得資金」が存在。
- ・各目的ごと(事業ごと、資産ごと)に資金は管理され、各事業(公1・公2)を跨いだ資金流用はできない。
- ・収支相償の判定において、特定費用準備資金の積み立ては費用と見なされる。

改正概要

適用開始: 令和7年4月1日

- ・公益目的事業について、特定費用準備資金と資産取得資金を統合し公益充実資金を創設。
- ・複数目的のための一つの資金として管理。公1から公2への目的変更、事業の実施から資産取得への変更を行うことができる。
- ・中期的収支均衡の判定において、公益充実資金の積み立ては費用と見なされる。



公益充実資金の創設②

中期的収支均衡だけでなく、公益目的事業比率及び用途不特定財産規制においても費用の算定上加味され、また、公益充実資金は、用途不特定財産規制における控除対象財産となる効果がある。各規律の趣旨に鑑み、収入額(費用額の控除)・費用額の算定における調整は異なる。

	中期的収支均衡 (通常)	中期的収支均衡 (50%超繰入)	公益目的事業比率・ 用途不特定財産保有上限
収入額 (費用 額の控 除)	取崩額(資産取得等に 充てた額(実額)を除く) ※1	取崩額(実額)※1	取崩額(資産取得等に 充てた額(実額)を除く) ※1
費用額	積立額(実額)	積立額(上限あり(計画的に積 み立てた場合の算定値) ※2	積立額(事業実施のために積 み立てられた算定値) ※3
公益充 実資金 の額	—	—	事業年度末における保有額が 用途不特定財産規制における 控除対象財産額となる

※1 取崩額のうち、費用計上されない資産の取得等に充てた額は控除するもの。ただし、キャッシュベースで算定を行う特例算定においては、取崩額全てを収入額とするもの。

※2 恣意的な積み立てによって、費用額を拡大することを防ぐため、費用額に算入できる上限を計画的に資金を積み立てる場合の1年間の積立額として、具体的には今後積み立てなければならない見込み金額の積み立てを行う計画期間で除した額を費用算入できる上限額とする。

※3 一般に、資産取得等がそれをもって直ちに事業活動の規模を表すものとは言い難いことから、公益目的事業比率の算定には含めないこととするものである(減価償却資産については、「減価償却費」が事業費に計上される)。

使途不特定財産規制(遊休財産規制の見直し)①

現行

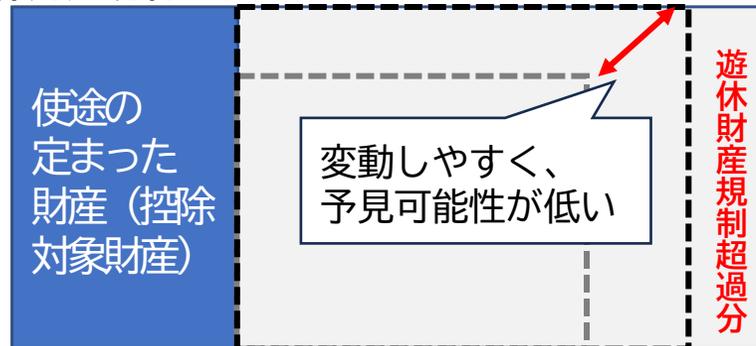
- ・公益法人は、毎事業年度の末日において、現に使用されておらず、かつ引き続き使用されることが見込まれない財産(遊休財産)を、1年分の公益目的事業費相当額を超えて保有してはならない。
- ・「1年分の公益目的事業費相当額」は、各事業年度の公益目的事業費を基に算定されるため、毎事業年度の末日まで保有できる遊休財産の上限額が定まらない。

改正概要

適用開始: 令和7年4月1日

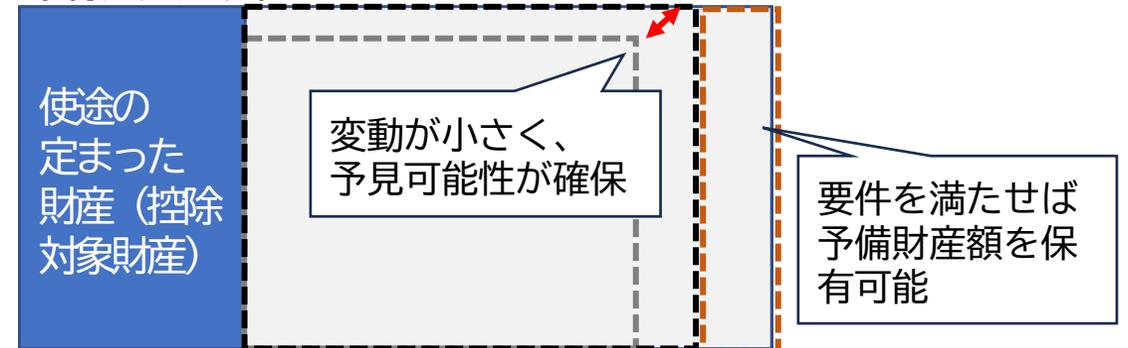
- ・公益法人の保有制限の対象となる、現に使用されておらず、かつ引き続き使用されることが見込まれない財産の名称を、「遊休財産」からよりその性質を端的に表す「使途不特定財産」に変更。
- ・保有の上限額となる「1年分の公益目的事業費相当額」は、過去5年間の公益目的事業費を基に算定することを原則とする(法人の事業が年々拡大している場合など、当該事業年度又は前事業年度の数値を基礎とした方が法人の活動規模を測る数値として適切な場合には、これらを基礎に算定することも可能)。
- ・また、保有制限の対象となる使途が特定されていない財産のうち、災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産(公益目的事業継続予備財産)を、保有制限の対象から除外。

遊休財産規制



--- = 1年分の公益目的事業費相当額

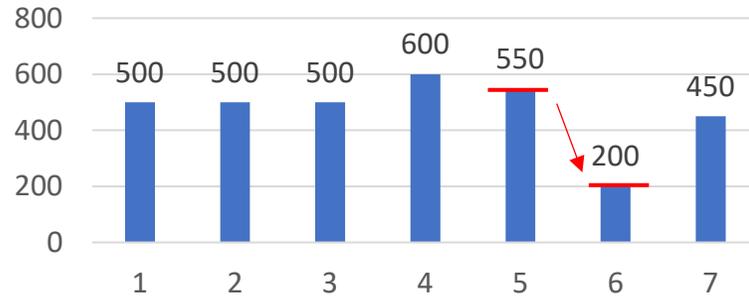
使途不特定財産規制



--- = 1年分の公益目的事業費相当額

現行

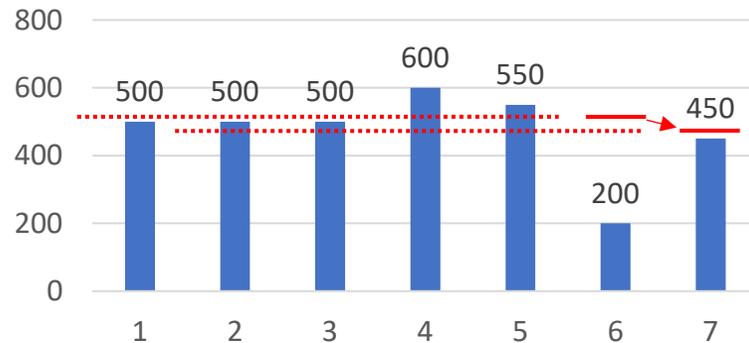
●各事業年度の末日に保有できる遊休財産額の上限は、当該事業年度の公益目的事業費相当額



- ・令和6年度であれば200が上限額。事業年度が終了するまで上限額が確定せず予見可能性が低い。
- ・また、突発的な理由により例年並みの事業を実施できなかった場合、上限額が大きく変動してしまう。

改正概要

●各事業年度の末日に保有できる使途不特定財産額の上限は、過去5年間の公益目的事業費相当額の平均額を原則とし、当該事業年度又は前事業年度の公益目的事業費相当額とすることもできる



- ・令和7年度であれば令和2～6年度平均値である470が上限額。過去の数値から決定するため、事業年度開始時点で上限額が確定。令和6年度に新しい算定方法を当てはめた場合、上限額は530。
- ※ 新制度施行前であっても公益法人としての活動実績があれば、その数値を基に上限額を算定。
- ・公益目的事業が急速に拡大しているような場合、過去の数値を基に上限を算定すれば、法人の現在の事業規模に応じた財産を確保できない事態も生じ得る。そのため、このような場合は、当該事業年度又は前事業年度の公益目的事業費相当額を上限とすることもできる。
- ※ この場合、事業報告時の書類で事情(事業拡大等)を明記する必要がある。

公益目的事業継続予備財産の保有について

- 自ら説明責任を果たすことで、法人の実情に応じた**必要な財産を確保**できるように
- 他方、**過大な財産が蓄積され、公益のために活用されない事態を避ける必要**
- 予備財産額の妥当性**（予見し難い事由において公益目的事業を継続するために必要な資金額）が重要

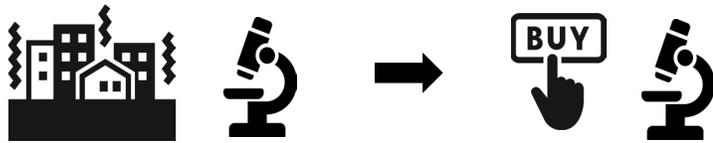
(予備財産の要件)

- ①**資金保有の必要性**（ i 法人の事業内容、 ii 資産・収支の状況、 iii 想定する公益目的事業の継続が困難となる事態、 iv 平時の取組の状況 などの事情を踏まえ）
- ②**必要額の算定**（ v ）
- ③**予備財産額が必要額を超えないこと**

(法人による公表)

- ①～③の内容を毎事業年度の経過後三ヶ月以内に、法人自ら公表
（③については、使途不特定財産額の算定の中で表示）

<予備財産活用のイメージ> ※ i ~ v は、上記予備財産の要件中の項目にそれぞれ対応



i ii 高額の機器で研究を行う法人が iii 地震による機器の破損に備える

→ iv 予め緊急時においても研究機器の調達を行える調達先を確保
（例えば、首都直下地震を想定している場合は、首都圏外の調達先を探す）しておき、v 再調達価格分を限度額として算定し予備財産を保有していたため、迅速に機器を再調達し研究事業を即座に再開



i 演奏会を行う法人が iii 感染症のまん延による演奏会の開催中止及び ii 中止期間の固定費の支払いに備える

→ iv 予め演奏会事業停止時の縮小体制計画を作成し、当該体制の下で、v 一定期間最低限の事業活動を維持するための固定費分を算定し予備財産を保有していたため、法人としての存続を維持しながら、自粛要請解除後、演奏会事業を即座に再開

1 財務規律の柔軟化・明確化

2 行政手続の簡素化・合理化

3 自律的なガバナンスの充実、
透明性の向上

新公益法人制度

～ 行政手続の簡素化・合理化編 ～

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

Office for the Public Interest Corporation,
Cabinet Office, Government of Japan

1 財務規律の柔軟化・明確化

2 行政手続の簡素化・合理化

3 自律的なガバナンスの充実、
透明性の向上

改正のポイント①

【財務規律の柔軟化・明確化】

	改正前
収支規律	収支相償。黒字は2年間で解消(過去の赤字と通算不可)。各公益目的事業単位でも判定
積立資金	特定費用準備資金と資産取得資金が存在。各目的ごとに資金を管理
財産保有制限	遊休財産規制。用途の定まっていない財産の保有は、当該事業年度の事業費が上限

改正後
中期的収支均衡。黒字は5年間で解消(過去の赤字と通算可)。公益目的事業全体で収支均衡判定
公益目的事業について、特定費用準備資金と資産取得資金を統合し公益充実資金に。複数目的のための一つの資金として管理
用途不特定財産規制。上限を過去5年間の事業費平均額に見直し。別枠で「予備財産」の保有が可能

【行政手続の簡素化・合理化】

	改正前
欠格事由	認定取消しを受けた場合、その法人は、5年間公益認定を受けることができない
事業変更	事業を変更する場合、申請書記載事項の変更を伴うものは変更認定申請が必要

改正後
自発的な申請による認定取消の場合を、公益認定を受けることができない場合から除外
収益事業等の変更を届出化、公益目的事業の変更のうち「軽微な変更」の範囲を拡大し、届出化

改正のポイント②

【自律的ガバナンスの充実、透明性の向上】

	改正前
各理事 ・各監事	特別利害関係(親族関係等)にある者が、 理事・監事それぞれで3分の1を超えないこと
理事-監事 関係	定めなし
会計監査人	負債が50億円以上 又は 収益・費用・損失が1,000億以上 の場合に設置



改正後
左記3分の1規制に加え、 外部理事・監事を最低1名設置
理事-監事間で特別利害関係がないこと
負債が50億円以上 又は 収益・費用・損失が 100億円以上 の場合に設置

	改正前
提出書類の 開示	定期提出書類のうち、 財産目録等 については、 法人・行政庁で請求があれば閲覧に供する
区分経理	一部の法人のみ 区分経理 が必須
開示情報の 拡充	役員報酬の支給規程及び支給総額を開示



改正後
財産目録等(範囲を拡大) について、 行政庁で公表 (法人は引き続き請求があれば閲覧に供する)
原則全ての法人で区分経理
2千万円を超える役員報酬 についてその額・理由、 海外送金・リスク軽減策の有無 を、開示情報に追加

欠格事由の見直し

現行

- ・公益認定の基準(法第5条)を充たしている法人であっても、欠格事由(法第6条第1号～第6号)のいずれかに該当する法人の場合は、公益認定を受けることができない。
- ・法人の認定取消し時に、認定取消し日から1年以内に業務を行っていた理事で、その日から5年を経過しない理事が居る法人、又は認定を取り消されてから5年を経過しない法人は、公益認定を受けられない。

改正概要

適用開始:令和7年4月1日

- ・公益法人と一般法人との間で転換を容易にする、法人における理事等の流動性を確保するという観点から、公益法人が自らの申請して認定取消しを受けた場合については、欠格事由の対象から除外。
 - ・具体的には、法第29条第1項第4号の「公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき」に関して、
 - 自ら取消しの申請をした法人の認定取消し時に、認定取消し時から1年以内に当該法人の業務を行っていた理事が、その日から5年を経過しない間に、当該法人或いは別の法人の理事である場合
 - 自ら取消しの申請をした法人で、認定を取り消されてから5年を経過しない法人。
- 上記2つの場合の法人については、法第6条の欠格事由には該当しない。

行政手続の簡素化・合理化①(変更手続の見直し①)

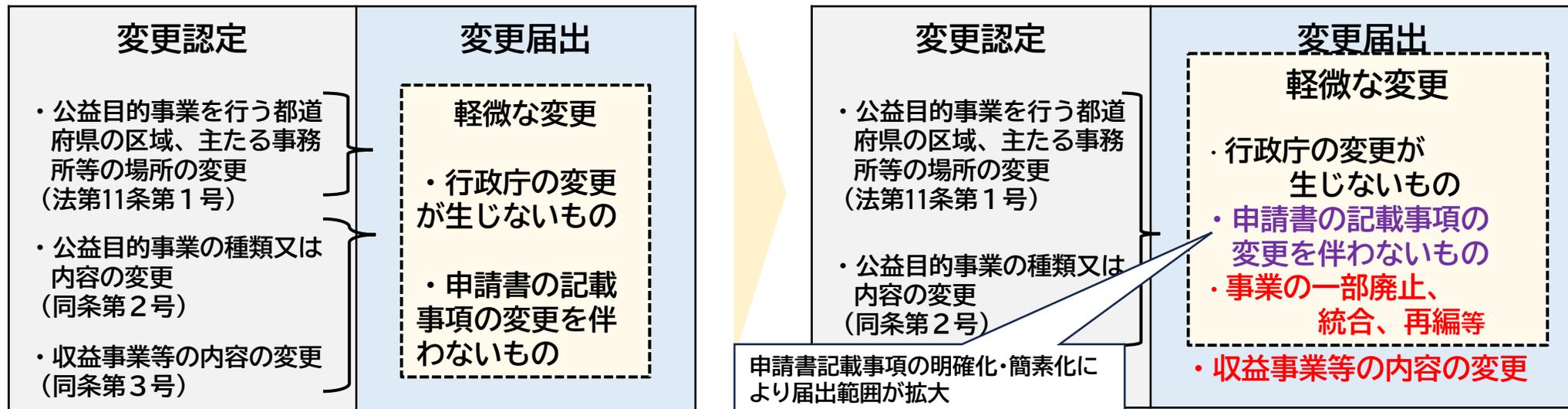
現行

- ・公益法人は、行政庁から認定を受けた事業(公益目的事業及び収益事業等)を変更する場合、行政庁に変更認定申請を行い認定を受ける必要がある。
- ・ただし、一部の軽微な変更、行政庁から認定を受けている申請書(事業内容等を記載)の記載事項の変更を伴わないものについては、行政庁への届出で変更することができる。

改正概要

適用開始: 令和7年4月1日

- ・公益法人が自らの判断で柔軟・迅速な事業展開をできるように、届出で事業変更可能な範囲を拡大。具体的には、収益事業等の変更を届出化、また、公益目的事業の変更のうち「軽微な変更」の範囲を拡大。
- ・また、申請書に記載すべき事項を明確化(現在の多くの公益法人の実態に比べ簡素化)することで、認定を受けた公益目的事業の内容が変わらない範囲において、届出でより柔軟・迅速な事業展開が可能に。
- ・なお、制度改正によって、認定申請事項から届出事項に切り替わるもので、新制度施行前に行政庁にされている申請に係るものについては、新制度施行後当該変更が確認された時点で届出がされたものとみなす。



変更届出対象事項

公益目的事業関係の変更(赤枠が新設)

公益目的事業の一部の廃止

公益目的事業の統合、再編、承継その他の変更であって、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの(以下 i ~ v)

- i 各公益目的事業の申請書記載事項等に変更なく、**事業の単位**(公1、公2、細分化された公1-1、公2-3など)の統合・分割・再編などを行う場合
- ii 公益法人である**吸収合併存続法人**が、吸収合併消滅法人からその公益目的事業を**申請書記載事項等に変更なく引き継ぐ**場合(吸収合併存続法人の定款目的の範囲内であることは必要。)
- iii 公益法人が他の公益法人の**公益目的事業の譲渡**を受け、その公益目的事業を**申請書記載事項等に変更なく引き継ぐ**場合(譲渡を受ける公益法人の定款目的の範囲内であることは必要。)
- iv **自然災害その他の緊急事態**にあつて、当該法人の人材又は保有財産を活用して迅速に対応することが求められる場合において、短期間、対価収入(その実施に要した費用を超えないことが明らかな対価収入を除く。)を得ることなく事業を行う場合
- v 事業区分ごとの事業の特性、内容等に照らして当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるとあるもの**定めた場合**

その時点で認定を受けている申請書の記載事項の変更を伴わない事業変更

(例)

- ・公1、公2…と公益目的事業が複数ある場合に公〇を削除
- ・1つの公益目的事業が細分化されている場合、その一部(公1-1等)を削除

特定の地域で公益目的事業を実施することとしている法人が、当該地域以外の地域で事業を行う場合も含む。

(例)固有名詞の字句や名称の修正等、形式変更であることが明らかな場合は
手続不要

変更届出対象事項

収益事業等の内容の変更(赤枠)

収益事業等(収益事業又はその他事業)の内容の変更

新設・変更・廃止いずれも届出対象

その他(以下はこれまでも変更届出対象事項であったもの)

名称又は代表者の氏名の変更

行政庁が内閣総理大臣である公益法人の公益目的事業を行う都道府県の区域の変更(定款に定めるものに限る。)又は事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む。)であって、当該変更後の公益目的事業を行う区域又は事務所の所在場所が二以上の都道府県の区域内であるもの ※行政庁の変更を伴う場合は変更認定事項

行政庁が都道府県知事である公益法人の事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む。)であって、当該変更前及び変更後の事務所の所在場所が同一の都道府県の区域内であるもの ※行政庁の変更を伴う場合は変更認定事項

定款の変更(名称、事業内容の変更等に伴い提出された場合を除く。)

理事(代表者を除く。)、監事及び評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称

理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準

公益目的事業又は収益事業等を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等

(例)
実施区域又は事務所の所在場所が
・2箇所以上(都道府県Aと都道府県B)
→1箇所(都道府県Aのみ)に変更
※この場合、行政庁が内閣総理大臣から
都道府県Aの知事に変更

※制度改正後の変更認定対象事項

公益目的事業の実施区域又は事務所の所在場所の変更であって、行政庁の変更を伴うもの

公益目的事業の種類又は内容の変更であって、変更届出対象に該当しないもの

(例)
公益目的事業で奨学金事業のみを行う法人が
・新たに公益目的事業として検定事業を開始
・奨学金事業から体験活動事業に変更

公益目的事業とは「A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であつて、B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」をいう。公益目的事業の認定を受けるための申請書は、その事業がA及びBに該当することを示すものである。

A 別表該当性

+

B 不特定多数性

① 法人の掲げるその事業の「趣旨・目的」が、認定法別表各号に該当し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであることが求められる。

「趣旨・目的」だけでなく、それを担保するために「事業内容」及び「手段」が、
② 当該趣旨・目的を実現するためのものであること（事業の合目的性）を合理的に説明できること

③ 当該目的を実現するための事業の質（専門性や公正性、不利益発生排除など）が確保されていること

④ 特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと（受益の機会の公開など）

⑤ 事業内容に透明性があること

⑥ 営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があること が必要

上記に該当することを申請書に記載する必要

申請書で記載が必要な事項

① 事業の趣旨・目的	ア：事業（及び法人）の趣旨・目的を記載する。 イ：アのほか、（i）事業の種類（別表該当性）についての説明 （ii）趣旨・目的の公表方法を記載する
② 事業の概要	①アに記載された趣旨・目的を実現するため、どのような種類の事業を、 どのような者（受益者）を対象にどのような方法で行うかなどを記載する。 ※ 当該事業に付随して小規模に行う事業については事業計画等への記載を前提に記載不要
③ 受益の機会	事業の受益の機会（応募要件、参加要件等）について記載する。受益の機会を特定の集団に限るような場合には、当該制限を付す理由及び当該制限によっても、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することになる理由を記載する。受益の機会が開かれていることが明らかであれば記載不要。
④ 受益者の義務・受益の条件	受益者の義務（受益の条件（対価・その設定方法など））及びその公表方法について記載する。社会通念に照らして当然の義務・条件は記載不要。
⑤ 事業の合目的性の確保の取組	ア 受益者等の選定方法、イ アのほか、具体的な事業内容が、①の趣旨・目的に適合することを確保するための取組、ウ 事業の実施による不利益を排除する取組を記載する
⑥ その他	事業の公益性を確保するために、法人が特に講ずることとしている措置を記載する

⇒ 例えば、②や③を確認するためには、事業の対象者を特定する必要があるが具体的な参加者数までは記載不要、④を確認するために、公表方法として法人HPを指定する場合に、具体的なページのURLまでは記載不要

現行

事業を細分化し過ぎており、
細かな見直しの都度記載内容の変更が発生

2. 個別事業の内容について
(1) 公益目的事業について (事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率(%)
公 1	安全・安心な社会のための●●に関する事業	90.0

〔1〕事業の概要について (注1)

1 趣旨(目的)・まとめた理由
各種の普及啓発活動や顕彰を行い、安心・安全な社会の実現に寄与することを事業の目的としている。(1)及び(2)の事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

2 事業

(1) ●●に関する普及啓発事業
●●に関する国民の理解を促進するため、次の事業を行う。

ア 展示等による普及啓発
(ア) ●●資料館
●●を展示している●●に説明員を配置し、事業の概要、展示についての説明を行うことにより、●●を認識していただき、●●に関する理解を図る。

(イ) ●●ミュージアム
令和●●年度に●●人が訪れた●●ミュージアムの一角で、パネル展示等を行い、説明員により●●に係る普及啓発を図る。

イ 行事等各種機会を捉えた普及啓発
各地の祭り等の機会をとらえ、パネル展示等を実施し、●●に係る普及啓発を図る。
・40カ所 3,000人

ウ ●●新聞の発行
記事、写真等により、●●を広く国民に分かりやすく周知する。●●新聞は年間を通して発行し、●●等を通じて提供するとともに、要望のある図書館、自治体等には無償で配布し●●に係る普及啓発を図る。
・月4回発行(発行部数1回5,000部)

エ ホームページ等による普及啓発
ホームページ、SNSを通じ、分かりやすく●●の普及啓発を図る。

オ オリジナルキャラクターグッズ等による普及啓発
ロゴマーク、イメージキャラクター等を使用し、帽子、Tシャツ、マグカップ等日常生活で使用するグッズ及びカレンダー等を制作し、配布、販売を行うことにより、広く子供から大人までを対象に●●に係る普及啓発の端緒とする。

カ ●●友の会会員に対する普及啓発
●●友の会を支援するとともに、会員を対象とした●●に係る普及啓発を図る。
・23支部 正会員数 4,000名

⋮

標準化

事業単位ごとに簡潔な記載に
※詳細は事業計画書、事業報告書に記載

2. 個別事業の内容について
(1) 公益目的事業について (事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率 (%)
公 1	安全・安心な社会のための●●に関する事業	90.0%

〔1〕事業の概要について (注1)

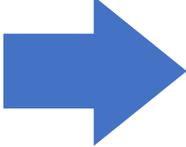
(1) 趣旨(目的)・まとめた理由
各種の普及啓発活動や顕彰を行い、安心・安全な社会の実現に寄与することを事業の目的としている。ア及びイの事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

(2) 事業

ア ●●に関する普及啓発活動事業
【事業内容】資料館やミュージアム、各種行事等における展示や専門員による説明、写真や図等で分かりやすく●●を伝える刊行物の発行・配布、オリジナルキャラクターグッズの制作・配布・販売等を行い、●●に対する理解の促進を行う。

イ 顕彰事業
ため、優れた取組に対する賞の対象者を募集・選出、
制を採用し全国の●●関係者へ推薦依頼を行う。
選考委員会に諮り、その結果について理事会の決議によ

⋮



記載の簡素化
※ア～カに細分化された事業を一つに集約

申請書には、
公益目的事業のコンセプトを記載
(コンセプトが共通する事業は集約)
「事業の概要」であれば、各手段毎に回数等まで書いていたものを簡素化
その他の事項についても、必要な内容がわかる粒度で記載

- 審査に必要となる判断要素、申請時に提出を求める書類・証憑等は、ガイドラインで具体的に記載
(ガイドラインの記載例(奨学金事業))

審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に、合理的に必要と考えられる書類・証憑類(事業計画等に内容等が記載されていれば可)
奨学金が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示している。	奨学金に係る規程(定款やHPに明示がない場合)
応募の機会が一般に開かれていること	募集要項、選考基準
個別選考に当たって、直接の利害関係者を排除していること	選考委員会規程、選考委員名簿
奨学金給付に当たり、合理性のない義務を課していないこと/義務がある場合、その内容は応募者や支給対象者に明らかにされていること	募集要項、奨学金規程
奨学金給付対象者に約束した給付内容を実施するために必要な財源が十分確保されていること	財務諸表(継続的な事業財源に疑義がある場合は、寄附確約書等)
奨学金業務で知り得た個人情報を適切に管理していること	個人情報保護規程

- ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、当該書類を必要とする理由を示す(ガイドライン)

- 申請について、原則として標準処理期間内(内閣府においては、公益認定申請:4か月、変更認定申請:40日)に処理する旨をガイドラインに明記。審査に要した期間の状況について、今後、公表。
 - 公益法人が、適切に準備を行うことが出来るよう、予見可能性の更なる向上に向けた取組
 - ・ 認定法の各種判断について、「事例集」を作成・公表
 - ・ 判断の蓄積、関係者の意見・要望等を踏まえ、ガイドラインについて、少なくとも年に1回は見直し。
 - 変更認定申請の審査に当たっては、変更のない事項は、原則として基準に適合しているものとして取り扱うことをガイドラインに明記。
 - 申請内容が具体性を欠き、内容が不明確である場合や、申請書類や添付書類(財務諸表を含む。)に疑義があり、説明を求めても相当の期間内に申請法人適切な回答をしない場合等に、不認定となり得ることをガイドラインに明記。

1 財務規律の柔軟化・明確化

2 行政手続の簡素化・合理化

3 自律的なガバナンスの充実、
透明性の向上

新公益法人制度

～「自律的なガバナンスの充実、
透明性の向上」編～

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

Office for the Public Interest Corporation,
Cabinet Office, Government of Japan

1 財務規律の柔軟化・明確化

2 行政手続の簡素化・合理化

3 自律的なガバナンスの充実、
透明性の向上

改正のポイント①

【財務規律の柔軟化・明確化】

	改正前
収支規律	収支相償。黒字は2年間で解消(過去の赤字と通算不可)。各公益目的事業単位でも判定
積立資金	特定費用準備資金と資産取得資金が存在。各目的ごとに資金を管理
財産保有制限	遊休財産規制。使途の定まっていない財産の保有は、当該事業年度の事業費が上限

	改正後
	中期的収支均衡。黒字は5年間で解消(過去の赤字と通算可)。公益目的事業全体で収支均衡判定
	公益目的事業について、特定費用準備資金と資産取得資金を統合し公益充実資金に。複数目的のための一つの資金として管理
	使途不特定財産規制。上限を過去5年間の事業費平均額に見直し。別枠で「予備財産」の保有が可能

【行政手続の簡素化・合理化】

	改正前
欠格事由	認定取消しを受けた場合、その法人は、5年間公益認定を受けることができない
事業変更	事業を変更する場合、申請書記載事項の変更を伴うものは変更認定申請が必要

	改正後
	自発的な申請による認定取消の場合を、公益認定を受けることができない場合から除外
	収益事業等の変更を届出化、公益目的事業の変更のうち「軽微な変更」の範囲を拡大し、届出化

改正のポイント②

【自律的ガバナンスの充実、透明性の向上】

	改正前		改正後
各理事 ・各監事	特別利害関係(親族関係等)にある者が、 理事・監事それぞれで3分の1を超えないこと	➡	左記3分の1規制に加え、 外部理事・監事を最低1名設置
理事-監事 関係	定めなし		理事-監事間で特別利害関係がないこと
会計監査人	負債が50億円以上 又は 収益・費用・損失が1,000億以上 の場合に設置		負債が50億円以上 又は 収益・費用・損失が 100億円以上 の場合に設置
	改正前		改正後
提出書類の 開示	定期提出書類のうち、 財産目録等 については、 法人・行政庁で請求があれば閲覧に供する	➡	財産目録等(範囲を拡大) について、 行政庁で公表 (法人は引き続き請求があれば閲覧に供する)
区分経理	一部の法人のみ 区分経理 が必須		原則全ての法人で区分経理
開示情報の 拡充	役員報酬の支給規程及び支給総額を開示		2千万円を超える役員報酬 についてその額・理由、 海外送金・リスク軽減策の有無 を、開示情報に追加

公益法人等の責務(法第3条の2)

現行

- ・公益法人の認定基準及びその事業活動等における義務(経理的基礎及び技術能力、財務規律への適合等)は規定されているが、公益法人として一般に求められる責務については、特段の定めはない。
- ・行政庁は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置等についての調査分析や必要な統計の作成等を行うとされているが(第57条)、公益法人行政を担う国としての役割については、特段の定めはない。

改正概要

適用開始: 令和7年4月1日

- ・公益法人が、より国民からの信頼・協力を得られる存在として更なる発展を遂げるために、「公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならない」ことが新たに規定。公益法人としての一般的な責務を定めるものであり、具体的な義務を課すものではない。
- ・同時に、公益行政を所管する国には、公益法人の自主的・自律的な取組を後押しすることを義務付け、民間公益の活性化に資する活動を行っていくことを求めている。

例えば①インパクト測定・マネジメントに関する国内外における取組事例調査、事例集の作成・展開、

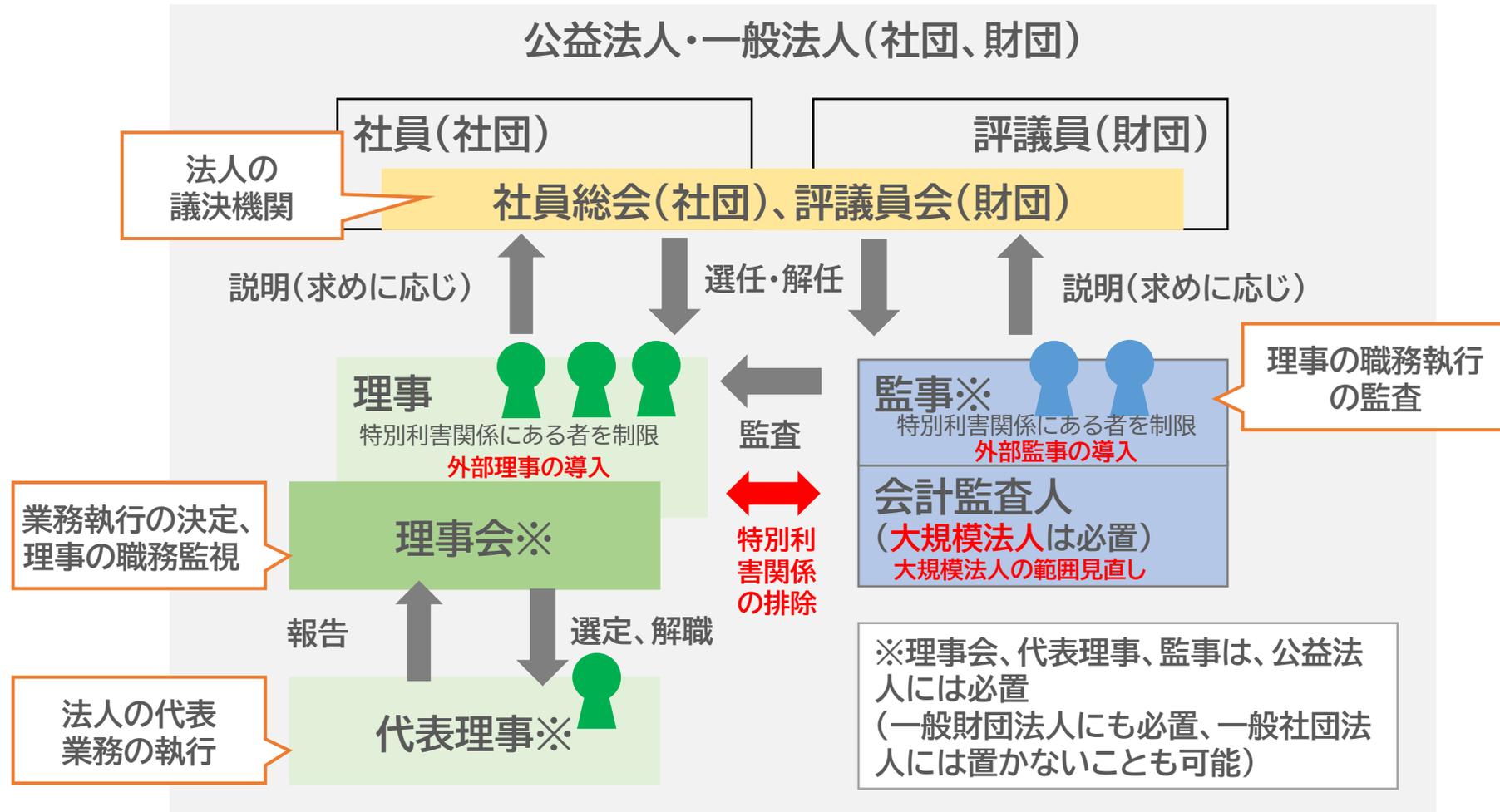
②自律的ガバナンス充実や透明性確保の取組の好事例の収集・展開、

③公益的活動を行う他の団体を広く支援している法人等中間支援団体等の支援等が想定されている。

・公益法人が自主的に取り組んだ運営体制の充実を図るための取組や、公益目的事業の実施状況については、事業報告に記載することとされており、これらは行政庁によってホームページにおいて公表される。

法人運営の全体像

新たに設けられた規律・見直しが行われた規律を**赤文字**



自律的ガバナンスの充実②(特別利害関係)

理事

特別利害関係にある者が3分の1を超えてはならない



【特別利害関係】

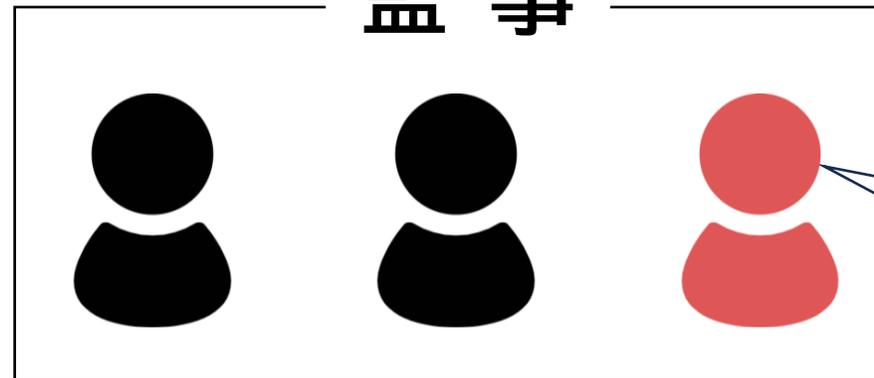
- ① 配偶者
- ② 三親等以内の親族
- ③ 内縁関係者
- ④ 使用人
- ⑤ ③及び④以外で財産供与により生計を維持しているもの
- ⑥ ④及び⑤の配偶者
- ⑦ ③～⑤の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

経過措置 (一部改正法附則第5条)
理事と監事との特別利害関係排除については、法律の施行日に現に在任する全ての理事及び監事の任期が満了する日の翌日から適用

特別利害関係の排除

監事

特別利害関係にある者が3分の1を超えてはならない



少なくとも一人以上の外部理事
(要件は次頁)

少なくとも一人以上の外部監事
(要件は次頁)

自律的ガバナンスの充実③(外部理事・外部監事)

改正概要

法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化を防止し、理事会運営の活性化等を図る観点から、理事及び監事に法人外部の人材を選任することを公益認定の基準とする。【改正法第5条第15号・第16号】

	外部理事	外部監事
認定基準	理事の1人以上が外部理事に該当	監事の1人以上が外部監事に該当
外部性の要件 (次の全てを満たす者)	当該法人・子法人の 業務執行理事・使用人でない者	当該法人・子法人の 理事・使用人でない者
	過去10年間当該法人・子法人の 業務執行理事・使用人でなかった者	過去10年間当該法人・子法人の 理事・使用人でなかった者
	【公益社団法人の場合】 その社員でない者 社員が法人の場合、その役員・使用人でない者	業務執行理事以外の 理事も対象
	【公益財団法人の場合】 その設立者でない者 設立者が法人の場合、その法人・子法人の役員・使用人でない者	
適用除外	小規模法人除外 (収益：3,000万円未満 かつ 費用・損失：3,000万円未満)	—
経過措置	法律の施行日に現に在任する全ての理事の任期が満了する日の翌日から適用	法律の施行日に現に在任する全ての監事の任期が満了する日の翌日から適用

設置時期への配慮

- 適用除外について、決算において基準を超えることが判明した場合、その時点から設置義務が生じる。基準超えが予想される場合には、予め外部理事の設置及び選任をしておくなどの対応が求められる。
- 突発的に基準を超えた法人が外部理事を選任することは容易ではなく、外部理事を認定基準とした趣旨を鑑みれば、適切な者を選任することが重要であることを踏まえ、外部理事の設置に係る監督については、法人の置かれた状況や諸般の事情を考慮して行うこととしている。(ガイドライン)

自律的ガバナンスの充実④(会計監査人)

現行

公益目的事業のための財産の使用及び会計処理が適正になされているかどうかの監査を厳正に行うことは、公益法人の財務の透明性を高め、国民の信頼を確保する上で重要であることから、会計監査人を置いていることを公益認定の基準とする。

ただし、小規模法人の適用除外あり

収益1,000億円、費用・損失1,000億円、負債50億円のいずれかを満たす法人

改正概要

改正法では、公益法人の収支に関する規律の緩和など、法人の財務に関する規律を柔軟化する一方、公益法人への信頼確保の観点から、法人におけるガバナンスを充実させる必要があることから、適用除外の基準を、収益100億円、費用・損失100億円、負債50億円に引き下げ。

※ 最終事業年度の損益計算書においてこれらの基準額を超えている場合、新制度の施行日(令和7年4月1日)に会計監査人を設置する必要。

現在の基準	新しい基準
次のいずれかを満たす法人 最終事業年度に係る損益計算書の	次のいずれかを満たす法人 最終事業年度に係る損益計算書の
収益 1,000億円以上	収益 100億円以上
費用・損失 1,000億円以上	費用・損失 100億円以上
負債 50億円以上	負債 50億円以上

会計監査人を設置した場合、キャッシュ・フロー計算書の作成義務、会計基準の適用等も変わることに注意

設置時期への配慮

- 事業年度後の計算書類等の提出に当たりこれらの基準額を超えることが判明した場合には、あらかじめ社員総会等において当該計算書類等の承認に併せて会計監査人の設置及び選任をしておくなど対応が必要となる。
- 突発的に基準を超えた法人が直ちに会計監査人を設置することは容易ではなく、会計監査人を認定基準とした趣旨を鑑みれば、適切な者を選任することが重要であり、会計監査人の選任には一定の期間を要するものと考えられること等を踏まえ、会計監査人の設置に係る監督については、法人に対し会計監査人の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて説明を求めることとし、法人の置かれた状況や諸般の事情を考慮して行うこととする。(ガイドライン)

透明性の向上①(定期提出書類)

現行

- ・「定期提出書類」とは事業計画時及び事業報告時に提出される資料であり、対象は事業計画書や収支予算書等(事業計画時)、事業報告や各種別紙等(事業報告時)が該当。
- ・行政庁は、定期提出書類のうち「財産目録等」について請求があれば、請求に応じ閲覧又は謄写をさせる。

改正概要

- ・令和7年4月1日以降、行政庁に提出された財産目録等に当たる書類は全て行政庁で公表。
また、財産目録等の範囲とその内容が拡大。
※事業計画時・事業報告時だけでなく、事業変更等の際など行政庁に提出される財産目録等に当たる書類はいずれも公表(=常に法人の最新の情報が公表)。
- ・事業報告時に提出が必要な書類については、段階的に切り替わるため注意が必要。
- ・事業報告時に提出が必要になる書類のうち、財務規律に関するものについては、財務諸表及びその附属明細書において記載があれば、別途の作成は不要。
- ・新会計基準を適用するか、現行会計基準を適用するかで記載すべき書類の内容が一部異なることにも注意が必要(令和10年3月31日までに開始する事業年度までは、旧基準も適用可能)。
- ・これまで事業報告時に作成していた「事業の内容」(公益目的事業、収益事業、その他事業の種類及び内容)については、事業計画時に作成。

透明性の向上②(開示情報の充実)

現行

事業報告時の資料では、下記3項目について以下の内容を開示

- ・【役員報酬等】「役員報酬規程」及び「理事・監事等の報酬等の総額」は開示。総額等の開示であり、また、役員報酬が「不当に高額」か否かは金額だけで判断し難く、実効的な監督が難しい。
- ・【法人関係者との取引】「関連当事者(役員・評議員とその近親者を含む)」との取引内容を財務諸表には注記。
- ・【海外送金】特段の開示事項なし

改正概要

適用開始:令和6年度事業の事業報告時の書類から

法人についての開示情報の拡充の観点から、下記3項目について公表事項を整理・追加

- ・【役員報酬等】報酬規程のみでは各役員の報酬額が分からず、役員報酬が「不当に高額」と言えるかどうか判断が難しかったため、公表事項に「**理事・監事等ごとの報酬等の総額**」及び「**役員報酬が2,000万円(※1)を超える役員について、金額及びその額の必要性**」を追加。
- ・【法人関係者との取引】特別の利益を与えてはならない法人関係者と範囲が一致していなかったため、**特別の利益を与えてはならない法人関係者を、関連当事者に含める(新公益法人会計基準)**。
- ・【海外送金】FATF(テロ資金供与対策に関する国際枠組み)からの非営利法人がテロ資金供与に巻き込まれる可能性の指摘も踏まえ(※2)、**海外送金の有無**及び「**テロ資金供与等のリスク軽減策の有無**」について新しく開示(※3)。

(※1)人事院調査による、企業規模500人以上1000人以下の全役員平均年間報酬額が約2,211万円であること等から額を設定

(※2) (参考) 認定NPO法人については、全ての海外送金の金額・用途・実施日について公表することになっている

(※3) 「公益法人におけるテロ資金供与対策について」(令和5年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室)も参考

透明性の向上③（関連当事者との取引関係①）

事業報告時の書類「事業活動に対する重要な事項」において、「関連当事者との取引の有無」を記載することが必要に

→「関連当事者」の範囲が、法人が現行会計基準を選択しているか、新会計基準を選択しているかによって異なる（現行会計基準を選択し続けられる令和9年度事業まで差異が存在）

現行

平成20年会計基準（会計基準注解の（注17））

- (1)当該公益法人を支配する法人
- (2)当該公益法人によって支配される法人
- (3)当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
- (4)当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者

特別の利益を与えてはならない法人の関係者
(認定令第1条)に合わせて範囲を拡大

改正概要

適用開始: 令和6年会計基準の適用開始から

令和6年会計基準の運用指針(84項)

(1~3)同上

(4)当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者(配偶者、三親等内の親族及び婚姻関係と同様の事情に有る者とそれらの者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する特別な関係にある者をいう。以下同)

(5)当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人

(6)当該公益法人の従業員及びその近親者

(7)当該公益法人が公益社団法人である場合には、法人ではない社員又は法人法第131条に規定する基金の 拠出者及びそれらの近親者

(8)当該公益法人が公益財団法人である場合には、法人ではない設立者及びその近親者

(9)当該公益法人の法人である社員、(7)の基金の拠出者、設立者

(10)(9)の法人が、認定規則第1条に規定する子法人である場合の親法人又は(9)の法人の子法人

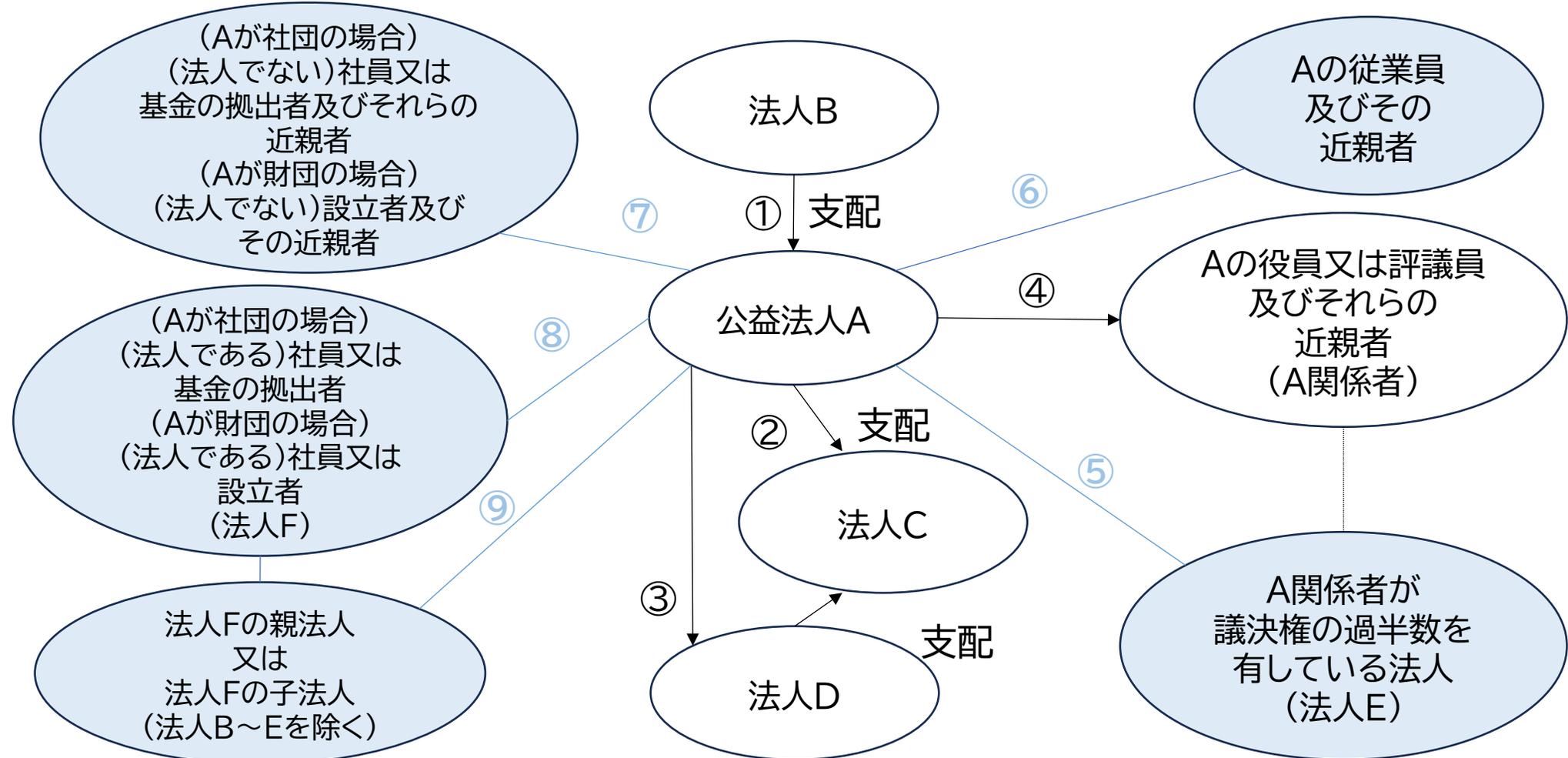
((1)から(3)まで及び(5)の当該公益法人と支配関係にある法人を除く。)

透明性の向上④（関連当事者との取引関係②）

会計基準別の「関連当事者」の範囲イメージ

（令和6年会計基準での追加事項は青枠）

→公益法人Aとこれらの関連当事者との取引が該当。これら取引がある場合、「重要なもの」(※)については、財務諸表に注記を付す（「令和6年会計基準の運用指針」参照）。



※「活動計算書の一般純資産区分で経常収益・費用の10%を超える取引」「貸借対照表の資産合計額の1%を超える取引」「役員等との取引で100万円を超えるもの」等は公表。なお、公益法人Aに対する寄附等、注記不要の項目も。

透明性の向上⑤（事業報告の記載事項）

公益法人は、一般社団・財団法人法第123条第2項（第199条において準用する場合を含む。）の規定により作成する事業報告に、各事業年度における公益目的事業の実施状況、公益法人の運営体制その他の公益法人の適正な運営を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項を記載しなければならない。（改正法第21条第4項）

現行

※ いずれも一般法人法第123条による ※ 様式の定めはなし

▶ 当該一般法人の状況に関する重要な事項

ex) 事業の経過及びその成果、運営上の重要な契約の締結・解消など..

▶ 理事の内部統制の整備について決定・決議がある場合の決定・決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

ex) 法人の内部統制に関する基本方針の内容など..

改正概要

加えて

令和8年4月以降に提出する
事業報告(R7年度)から

公益法人の運営に係る透明性の向上、ガバナンスの充実の観点から、

① 各事業年度における公益目的事業の実施状況

② 当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組

について記載が必要（改正規則第53条）

<記載例>

① 各事業年度における公益目的事業の実施状況

<事業の実績について>

- ▶ 事業の公益性を確保する取組の実績
- ▶ 事業報告に記載することが予定された事項

<透明性の確保について>

- ▶ 公益目的事業の質を改善するための自主的な取組
- ▶ 公益目的事業の成果や公益目的事業の実績に対する測定・評価（インパクト測定・マネジメント等）などについて など

② 当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組

- ▶ 外部理事・監事にどのような者を選任したか
- ▶ 外部理事・監事の役割を全うするためにどのように情報提供を行ったか

- ▶ 評議員の選任及び解任方法等について外部理事・監事に準じた準則を設けたか
- ▶ 理事等からの実質的な影響力行使を排除した評議員選定委員会を設けたか

など

透明性の向上⑥(区分経理の原則化①)

現行

- ・公益法人は、法人の管理運営のための財産も保有し、収益事業等を行う場合もあるが、必ずしも公益目的事業会計が区分されておらず、公益目的事業財産が明確になっていない。
- ・区分経理(貸借対照表及び損益計算書の内訳表示。以下同じ。)については、一部の法人でのみ必須(貸借対照表については、収益事業等の利益の50%超を公益目的事業に繰り入れる法人のみ内訳表示が必須、損益計算書については、単一の公益目的事業を行う法人以外の法人のみ内訳表示が必須)。
- ・そのため、公益目的取得財産残額(以下、「財産残額」という。)の算定するために、毎事業年度の公益目的事業財産の増減をフローで把握し、財産残額を算定するためだけの計算も必要(別表Hの作成)。

改正概要

適用開始: 令和7年4月1日(令和10年3月31日までに開始する事業年度については、現行方法での経理が可能)

- ・**公益目的事業財産を可視化**し、財務状況の透明性を向上するため、**区分経理を原則義務付け**。ただし、収益事業等を行わない法人で、法人運営のためと特定されている財産(※1)を除く全ての財産(公益目的事業財産等)を公益目的事業に使用・処分することで区分経理をしないことができる。
- ・公益目的事業財産は、貸借対照表内訳の公益目的事業会計に整理する。
- ・貸借対照表の内訳(公益目的事業会計)で公益目的事業財産を把握可能となるため、**財産残額は、公益目的事業会計の純資産額を基礎に算定**する方法とし(※2)、**毎事業年度の計算は廃止**(別表Hを廃止(ただし、区分経理に適用するまでの間は引き続き作成が必要))。

(※1)法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金及び指定寄附資金(法人活動保有財産及び指定寄附資金にあつては、公益目的事業の用に供するものを除く。)(※2)区分経理をしない法人は公益目的事業財産等を基礎に算定。

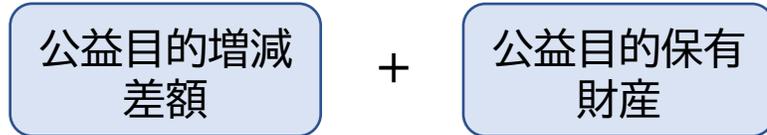
内訳表の作成		貸借対照表	損益計算書
収益事業等を行う法人	(収益の50%超を公益目的事業に繰入)	必須	必須 各事業も区分
	(上記以外)	任意	
収益事業等を行わない法人	(複数の公益目的事業を行っている)		任意
	(上記以外)		

会計区分別内訳の作成		貸借対照表	損益計算書
収益事業等を行う法人		必須	必須 各事業も区分
収益事業等を行わない法人	(複数の公益目的事業を行っている)	代替措置あり	代替措置あり ※各事業の区分必須
	(上記以外)		代替措置あり

透明性の向上⑦(区分経理の原則化②)

現行

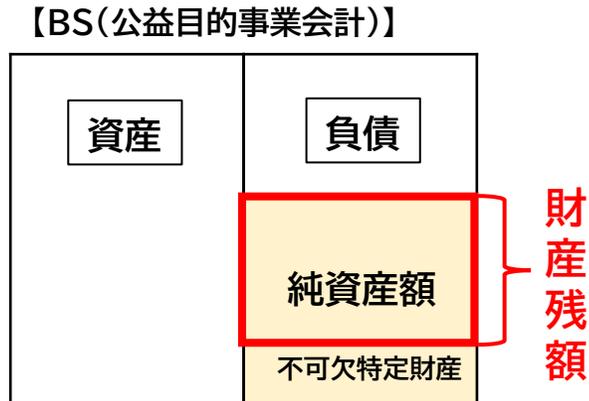
● 毎事業年度「別表H」を作成し、事業年度末日における財産残額を算定



- ・実際に認定取消し等を受けた場合、公益目的事業財産の費消・譲渡の状況を過去に遡って把握することは困難なため、公益法人は毎事業年度「別表H」を作成し、事業年度末日における残額を算定する必要。
- ・到来する可能性が低い認定取消し等のために毎事業年度残額を算定する必要。また、計算が煩雑で公益法人の事務負担が大きい。

改正概要

● 認定取消し等の場合に、直近事業年度の公益目的事業会計の純資産額を基礎に財産残額を算定



- ・財産残額算定の必要が生じた場合に、

$$\text{財産残額} = \text{資産額} - \text{負債額} - \text{認定前に取得した不可欠特定財産} \pm \text{調整要素}$$
 で算定を行う(毎事業年度の算定は不要)。
 - ・必要な調整として、非償却資産(土地等)の帳簿価額と時価の差額を財産残額に加除する。また、公益目的事業会計が収益事業等会計又は法人会計に対して有する債務については、一定の場合のみ負債額に含める。
- ※ 区分経理をしない法人は公益目的事業財産等を基礎に残額を算定



1 財務規律の柔軟化・明確化

2 行政手続の簡素化・合理化

3 自律的なガバナンスの充実、
透明性の向上